

2. 事実関係の調査

2.1 調査の主体

(1) 社内調査委員会設置前

○平成12年7月、福島第一原子力発電所1号機のドライヤ検査（申告案件）について通産省からの調査依頼があり、原子力管理部が調査を開始した。

○本年3月、GE社と当社が、事実調査にあたって協力していくことに合意したのを受け、申告案件についての従来の調査体制を拡充し、原子力本部と総務部共同で調査にあたることとした。

(2) 社内調査委員会の設置後

○本年5月15日、当社は、GE社から申告案件以外の20数件の不適切な点検・補修作業の概要について、口頭にて説明を受けた。これを受けて当社は、同月22日、本件に係る社内調査委員会を発足させ、これら20数件の調査を開始した。

安全情報申告制度に係る調査委員会 メンバー

委員長	：取締役副社長	勝俣 恒久
委員	：常務取締役	村田 隆
//	：常務取締役	築館 勝利
//	：取締役総務部担任	水谷 克己
//	：業務管理部長	佐伯 耕司
技術顧問	：取締役副社長	榎本 聡明
//	：取締役原子力本部副本部長	服部 拓也
//	：原子力管理部長	大出 厚
アドバイザー	：弁護士	岩淵 正紀

(平成14年9月17日現在)

2.2 調査の方法

○今回の調査は以下の要領で行った。

- ・GE社と打ち合わせを行い、同社内の調査結果を聴取した。
- ・GE社から当時の検査記録等の提供を受け、その内容を精査した。
- ・当社本店原子力部門内及び福島第一、福島第二、柏崎刈羽の3つの原子力発電所内に保管されている書類を調査し、その内容を精査した。
- ・当社原子力部門で今回の一連の不適切な取り扱いに関与した可能性のある社員のうち約50名及びその他の関係者約20名、合計約70名に聞き取りを行った。